◇静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款の改正がなされ、同審議会から改正後の約款の実施について勧告がなされたことに伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る損害については、契約担当者が損害合計額を負担することとしました。(第36条関係)
- (2) 請負者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき等に、契約担当者が直ちに契約を解除することができることとしました。(第52条の2関係)
- (3) 建設発生土を搬出する予定である場合は、その搬出先を契約書等に記載することとしました。 (様式 第3号~様式第4号関係)

3 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和5年1月1日から施行することとしました。